

5 進 行 管 理

写真を掲載予定

5 進行管理

実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況、重点課題への対応状況などについて、各編に掲げた目標指標や各事業の行動計画を基に、「教育委員会の点検・評価」の中で進行管理を行います。

点検・評価の結果については、毎年、市議会や関係審議会へ報告するとともに、市民に公表し、ご意見を伺います。いただいたご意見については、計画の進行や見直しなどに生かしていきます。

【教育委員会の点検・評価】

教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らがチェックする必要性が高いこと、また地域住民に対する説明責任を果たすことが求められていることなどから、教育委員会の行政の執行状況について点検・評価を実施することが定められています。

なお、点検・評価の実施に当たっては、客観性を確保するため、学識経験者の知見を活用しています。

[進行管理に当たっての教育委員会の役割]

横須賀市教育委員会では、「横須賀市教育振興基本計画」を実効あるものとするために、学校教育編・社会教育編ごとに設定した目標の実現に向けて、着実に取り組んでいます。

また、学校・家庭・地域が連携して、「目指す子どもの教育の姿」に向かって進めるように、責任を持って、情報発信や仕組みづくり、支援を行っていきます。

【参考】掲載事業一覧

※印は、関連する他の事業です。

【学校教育編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
1 子どもの学びを豊かにします				
(1) 教育活動の充実				
		学力向上事業	教育指導課 教育研究所	29
		キャリア教育推進事業	教育指導課	30
		防災教育推進事業	教育指導課	30
		子ども読書活動推進事業	教育指導課	31
		学校人権教育推進事業	教育指導課	31
		道徳教育推進事業	教育指導課	31
		教育課程研究会の実施	教育指導課	32
		幼児教育充実事業	教育指導課	32
		横須賀総合高等学校教育改革事業	教育政策担当	32
		芸術鑑賞会の開催	教育指導課	33
		子どものための音楽会の開催	教育指導課	33
		児童生徒の科学的な見方・考え方を育てる事業	教育研究所	33
		リーダースキャンプ開催事業	教育指導課	33
		児童生徒指導行事事業	教育指導課 支援教育課	34
		文化部各種大会派遣事業	教育指導課	34
		中学校部活動指導者派遣事業（文化関係）	教育指導課	35
		高等学校文化部育成事業	教育指導課	35
		吹奏楽部活動奨励事業	教育指導課	35
	※	高等学校国際交流支援事業	教育指導課	41
	※	児童生徒健康・体力向上推進事業	保健体育課	44
	※	中学校部活動指導者派遣事業（体育関係）	保健体育課	49
	※	各種競技大会選手派遣奨励事業	保健体育課	50
	※	教職員研修事業	教育研究所	53
	※	子ども対象の社会教育事業	生涯学習課 ほか	78
	※	学校教育との連携の強化	生涯学習課	94
	※	子ども読書活動推進事業	中央図書館 児童図書館	99
	※	博物館による学習機会の支援事業	博物館運営課	101
	※	子ども向け博物館教育普及活動の推進	博物館運営課	101
	※	子どもたちへの美術館教育の推進	美術館運営課	105
(2) 支援教育の充実				
		いじめ・不登校対策事業（※詳細を①～④に掲載）	支援教育課	38
		①いじめ対策事業	支援教育課	38
		②相談員等派遣事業	支援教育課	38
		③教育相談充実事業	支援教育課	39
		④相談教室運営事業	支援教育課	39
		支援教育推進事業	支援教育課	40
		支援体制充実事業	支援教育課	40
		日本語指導推進事業	支援教育課	40

(3) 国際教育の推進と外国語教育の充実			
	国際コミュニケーション能力育成事業	教育指導課	41
	高等学校国際交流支援事業	教育指導課	41
(4) 指導場面における教育の情報化の推進			
	教科指導における I C T 活用の推進事業	教育指導課 教育研究所 教育政策担当	42
	情報教育の推進事業	教育指導課 教育研究所	42
(5) 校種間連携の推進			
	小中一貫教育推進事業	教育指導課	43
	就学前教育と小学校教育の連携推進事業	教育指導課	43
	就学前児童学校給食交流体験事業	学校給食担当	43
2 子どもの健やかな体を育成します			
(6) 体力・運動能力、運動習慣等の実態把握と調査結果の活用			
	児童生徒健康・体力向上推進事業	保健体育課	44
(7) 学校における体育・健康に関する指導の充実			
	各学校における「健康・体力向上プラン作成」推進事業	保健体育課	45
	体育・保健体育に関する専門的指導助言及び協力	保健体育課	45
	体育・健康に関する研修講座、説明会等の充実	保健体育課	45
	県立体育センター等研修講座派遣事業	保健体育課	46
	学校体育実技指導協力者派遣事業	保健体育課	46
	学校体育研究委託事業	保健体育課	46
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進	保健体育課	46
(8) 学校における食育の充実			
	学校における食育の推進	学校給食担当	47
	安全、安心な学校給食の提供と充実	学校給食担当	47
	中学校完全給食推進事業	学校給食担当	48
(9) 望ましい生活習慣の確立に向けた支援			
	望ましい生活習慣、運動習慣の確立のための啓発活動	保健体育課	48
(10) 運動やスポーツに親しむ機会の充実			
	児童生徒各種競技大会事業	保健体育課	49
	中学校部活動指導者派遣事業（体育関係）	保健体育課	49
	市立横須賀総合高等学校運動部活動強化育成事業	保健体育課	50
	各種競技大会選手派遣奨励事業	保健体育課	50
3 学校の組織力や教職員の力を高めます			
(11) 学校運営改善の充実			
	学校評価推進事業	教育指導課	52
	学校支援員派遣事業	支援教育課	52
(12) 教職員の資質能力向上を図る研修の充実			
	教職員研修事業	教育研究所	53
	経験の浅い教職員等研修事業	教育研究所	53
(13) 教育の専門的事項の調査・研究の充実			
	学力向上についての調査・研究（研究員会）事業	教育研究所	54
	カリキュラムセンター事業	教育研究所	54
	理科センター事業	教育研究所	54

(14) 学校における校内研究・研修への支援の充実			
	学校委託研究への指導・助言の充実	教育指導課	55
	研究委託事業	教育指導課	55
	訪問支援研修事業	教育研究所	55
(15) 子どもと向き合う環境づくりの推進			
	子どもと向き合う環境づくりの推進	教育政策担当 教職員課	56
	メンタルヘルスチェック事業	教職員課	56
	校務の情報化推進事業	教育研究所	57
	給食費の公会計化	学校給食担当	57
	学校法律相談事業	支援教育課	57
	※ 中学校部活動指導者派遣事業（文化関係）	教育指導課	35
	※ 高等学校文化部育成事業	教育指導課	35
	※ 中学校部活動指導者派遣事業（体育関係）	保健体育課	49
	※ 学校教育サポーター、生涯学習センターのコーディネート機能の活用	生涯学習課	89
4 学校・家庭・地域の連携を深めます			
(16) 開かれた学校づくりの充実			
	「学校へ行こう週間」の実施	教育指導課	58
	「輝け！よこすかの子どもたち（市民向け広報紙）」の発行	教育政策担当	58
	※ 学校評価推進事業	教育指導課	52
(17) 家庭との連携による望ましい生活・学習・運動習慣の確立			
	家庭との連携による生活習慣、学習習慣、運動習慣の確立	教育指導課 支援教育課 保健体育課	59
(18) 地域教育力の活用の充実			
	学校いきいき事業	教育指導課	60
	地域協働事業	教育指導課	60
(19) 放課後等児童対策推進の支援			
	放課後等児童対策推進の支援	教育政策担当	60
5 教育環境を整備し、充実させます			
(20) 学校の安全・安心の推進			
	学校の施設整備・維持管理	学校管理課	61
	学校事故等緊急時の体制づくり	保健体育課	61
	通学路の交通安全確保	教育指導課	62
(21) 学校施設・設備の充実			
	学校トイレ改修事業	学校管理課	62
(22) 学校の適正規模・適正配置の推進			
	学校規模・配置適正化事業	教育政策担当	62
(23) 就学支援などの充実			
	就学奨励扶助事業	支援教育課 保健体育課 学校給食担当	63
	奨学金支給事業	支援教育課	63

【社会教育編】

目標	施策	事業	担当課	
1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります				
(1) 多様な学習の機会の提供				
		社会教育・生涯教育の調査・計画	生涯学習課	77
		市民大学事業	生涯学習課	78
		子ども対象の社会教育事業	生涯学習課 ほか	78
		生涯学習の啓発事業	生涯学習課	78
		学習機会の提供	生涯学習課 ほか	79
		学習サークル支援事業	生涯学習課 ほか	79
	※	レファレンスと情報提供の充実	中央図書館	98
	※	博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供	博物館運営課	101
	※	美術館展覧会の充実	美術館運営課	104
	※	知的好奇心を育成し充足させる教育普及活動の推進	美術館運営課	104
(2) 「人権教育・啓発」の推進				
		人権教育啓発事業	生涯学習課	80
(3) 学習の場の提供				
		学校施設等の開放事業	生涯学習課	81
		万代会館の整備と活用の検討	生涯学習課	81
		生涯学習センター運営管理事業	生涯学習課	82
		生涯学習センター図書室の資料収集と適切な運営	生涯学習課	83
		コミュニティセンターにおける社会教育事業の実施	生涯学習課 ほか	83
	※	地域研究を基盤とした博物館の専門性の向上	博物館運営課	102
(4) 学習情報・学習相談の充実				
		学習情報収集・提供事業	生涯学習課	84
		生涯学習に係る学習相談事業	生涯学習課 ほか	85
	※	レファレンスと情報提供の充実	中央図書館	98
	※	博物館の広報活動の充実	博物館運営課	102
	※	美術館展覧会の充実	博物館運営課	104
	※	「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進	美術館運営課	107
2 学びの成果が生かせる社会を目指します				
(5) 学びの成果を地域に生かす活動の支援				
		学習成果の地域還元事業	生涯学習課	86
		講座企画運営ボランティア事業	生涯学習課	87
	※	博物館による学習機会の支援事業	博物館運営課	101
(6) 学びの成果地域還元活動の評価				
		学習成果の地域還元活動の評価	生涯学習課	88

3 家庭や地域における教育力の向上を図ります			
(7) 「学社連携・融合」事業の推進			
	学校教育サポーター、生涯学習センターのコーディネート機能の活用	生涯学習課	89
(8) 学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上			
	家庭教育講演会の開催	生涯学習課	90
	P T A活動振興事業	生涯学習課	90
	横須賀市P T A協議会との事業連携	生涯学習課	90
	家庭教育学級の開催	生涯学習課 ほか	91
	市民大学等における家庭教育支援講座の開催	生涯学習課	91
※	学校における食育の推進	学校給食担当	47
※	家庭との連携による生活習慣、学習習慣、運動習慣の確立	教育指導課 支援教育課 保健体育課	59
4 文化遺産の保存と活用を推進します			
(9) 横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承			
	史跡東京湾要塞跡活用推進事業	生涯学習課	92
	重要文化財の保存管理と公開活用	生涯学習課	93
	埋蔵文化財の保護と調査	生涯学習課	93
	市民団体との協働による文化遺産の活用	生涯学習課	94
	学校教育との連携の強化	生涯学習課	94
	よこすかの文化財などの展示事業	生涯学習課	94
※	自然誌資料歴史資料の保存と活用	博物館運営課	102
(10) 近代化遺産の調査と保護・活用の推進			
	近代化遺産の調査と保存・活用	生涯学習課	95
※	近代歴史資料の調査と保存・活用	博物館運営課	100
(11) 伝統文化の保存と継承の推進			
	民俗芸能・伝統文化の保護と継承	生涯学習課	96
	民俗芸能大会、民俗芸能ミニイベントの開催	生涯学習課	96
5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます			
(12) 図書館活動の充実			
	図書館資料の収集、整理、保存	中央図書館	97
	郷土資料の提供	中央図書館	98
	図書館情報サービス事業	中央図書館	98
	レファレンスと情報提供の充実	中央図書館	98
	企画展等の充実	中央図書館	99
	子ども読書活動推進事業	中央図書館 児童図書館	99
	図書館ボランティア活動の推進	中央図書館 児童図書館	99

(13) 博物館活動の充実			
	展示の充実および付属施設の運営と調査研究事業の推進	博物館運営課	100
	近代歴史資料の調査と保存・活用	博物館運営課	100
	博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供	博物館運営課	101
	博物館による学習機会の支援事業	博物館運営課	101
	子ども向け博物館教育普及活動の推進	博物館運営課	101
	自然誌資料歴史資料の保存と活用	博物館運営課	102
	地域研究を基盤とした博物館の専門性の向上	博物館運営課	102
	博物館の広報活動の充実	博物館運営課	102
	親しみやすい博物館を目指した活動の推進	博物館運営課	103
(14) 美術館活動の充実			
	美術館展覧会の充実	美術館運営課	104
	知的好奇心を育成し充足させる教育普及活動の推進	美術館運営課	104
	福祉活動の充実	美術館運営課	105
	子どもたちへの美術館教育の推進	美術館運営課	105
	美術館ボランティア活動の推進と人材の育成・交流	美術館運営課	106
	美術品の収集、保存、活用	美術館運営課	106
	美術作品、普及事業の調査・研究	美術館運営課	106
	図書資料の収集と公開	美術館運営課	107
	「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進	美術館運営課	107
	美術館維持整備事業	美術館運営課	107
6 社会教育施設相互の連携を図ります			
(15) 社会教育施設相互の事業連携			
	社会教育職員の資質向上と職員相互の交流機会の充実	生涯学習課 中央図書館 博物館運営課 美術館運営課ほか	109
	社会教育施設が連携した事業等の実施	生涯学習課 中央図書館 博物館運営課 美術館運営課ほか	110
(16) 社会教育施設相互に連携した情報発信・広報			
	社会教育施設などが連携した情報発信・広報の取り組み	生涯学習課 中央図書館 博物館運営課 美術館運営課	111

各施策における関連事業の表の見方

各施策における関連事業（29 ページから）の表の見方については、以下をご参照ください。

[関連事業]

事業名	〇〇事業 ^① 【▲▲課】 ^②				
概要	^③				
行動計画	項目	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)	32 年度 (2020 年度)	33 年度 (2021 年度)
	■■講座 ^④	開催	⇒	⇒ ^⑤	⇒
	◎◎改修	実施	⇒	⇒	— ^⑥

- ① 事業名を記載しています。「〇〇事業」という表記の他に「〇〇の推進」や「〇〇の充実」などの表記をしている場合もあります。
- ② 事業を担当する課などの名称です。
- ③ 事業の概要について記載しています。
- ④ 具体的な行動を記載しています。基本的に、項目では「■■講座」や「◎◎改修」のような形で区切り、年度の欄に「開催」や「実施」などを入れています。
- ⑤ 「⇒」は、「前年度と同様」を意味します。
- ⑥ 「—」については、その年度には行動計画がないものです。

6 關 係 資 料

6 関係資料

(1) 注の解説

No	用語	掲載頁	解説
注 1	規範意識	7, 23 頁	ある物事に対しての是非や善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準(法律、ルール、道徳、集団の慣習など)が規範であり、それに対する価値意識やそれに従おうとする態度のこと。
注 2	学社連携・融合	7, 89 頁	学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が計画・提案し、提案された側が協力・支援する。これに対し、学社融合は双方が一体となって計画、実施する。
注 3	国際コミュニケーション能力	7, 11, 24, 27, 41 頁	語学(英語)への関心や習得を通して、さまざまな場面において積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力のこと。
注 4	小中一貫教育	7, 10, 11, 21, 23, 27, 43 頁	小学校と中学校との間で、児童生徒の実態や指導の在り方などについての相互理解のもと、学習指導要領に基づき義務教育 9 年間を見通した系統的・連続的な学習指導や児童生徒指導が展開できるようにする教育のこと。
注 5	食育(食教育)	8, 12, 21, 22, 23, 44, 47, 69, 91 頁	食育とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの。
注 6	不登校	8, 13, 20, 21, 22, 24, 25, 38, 39, 67 頁	何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因や背景によって、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること。
注 7	支援教育	8, 13, 16, 21, 24, 27, 36, 38, 40, 67 頁	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ることにより、個々の子どもの「生きる力」を育む教育のこと。
注 8	教育課程研究会	9, 15, 32 頁	学習指導要領で示された教科などの内容や指導方法について、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、6 月は授業提案、8 月は文書提案を行っている。

注 9	社会教育施設	9, 71, 72, 76, 77, 81, 85, 89, 108, 109, 110, 111, 114 頁	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。本市においては生涯学習センター・図書館・博物館・美術館・がある。
注 10	横須賀子どもスタนด์	10, 59 頁	小学校における児童指導の柱。学校生活全般においてどのような子どもを育てていくのかなど、目指す子ども像を具体的に示したもの。
注 11	学校教育支援ボランティア	10, 60 頁	学校が行う教育活動に協力・支援するボランティアのこと。具体的には、地域や関係機関、学生の方々などが担っている。
注 12	学校評議員	10, 22, 52, 60 頁	当該学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有し、校長の推薦により当該学校の設置者が委嘱した者。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
注 13	指導主事	10, 11, 15, 16, 29, 45, 55 頁	都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的職員のこと。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。
注 14	学校司書	11, 19, 24, 31 頁	学校図書館の日常的な運営や整備、学校図書館を活用した授業の支援、図書委員会の活動の支援を主な業務とした教員免許を有する非常勤職員のこと。
注 15	A L T	11, 24, 41 頁	Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手のこと。
注 16	横須賀市調査	12 頁	横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査。本市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の状況を把握・分析し、その結果を本市における必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに役立てるために、平成 27 年度から実施している。
注 17	研究会	12, 15, 16, 45, 55 頁	教職員による任意の研究組織のこと。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を還元している。
注 18	ふれあい相談員・登校支援相談員	13, 21, 24, 38 頁	いじめや不登校等の課題の未然防止や、早期発見、早期対応を行うために、教職員と連携して児童生徒や保護者の相談を受ける者。本市では、小学校（ふれあい相談員）・中学校（登校支援相談員）に配置している。

注 19	スクールカウンセラー	13, 21, 24, 25, 38 頁	臨床心理の知識及び経験を備えた専門職のこと。児童生徒・保護者・教職員に対して、カウンセリング・情報収集・アセスメント・コンサルテーション等を行う。
注 20	スクールソーシャルワーカー	13, 25, 38 頁	社会福祉に関する専門的な知識を持ち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職のこと。
注 21	相談教室	13, 24, 39 頁	不登校児童生徒が、社会的自立に向けて歩み出せるように支援する機関のこと。個々の状態に応じた支援を行い、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを目指す。
注 22	こどもの悩み相談ホットライン	13, 39 頁	「いじめ」や「友だちとの人間関係」、「学校生活の悩み事」などについて、本人や保護者からの相談を電話で受けている。匿名での相談も可能で希望により来所相談などにもつながっている。
注 23	学校スーパーバイザー	13, 38 頁	小中学校の相談員・スクールカウンセラーのコンサルテーションや、相談員合同研修・校内研修での講師となる。巡回相談では、心理的な視点から、子どもの見立てや支援のアドバイスを行う。また、重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行う。
注 24	特別支援学級	13, 24 頁	学校教育法第 81 条に基づいた、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、教育上特別の支援を必要とする児童生徒のために設置された学級のこと。知的障害者・肢体不自由者・身体虚弱者・弱視者・難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者が対象となる。
注 25	介助員	13, 24, 40 頁	学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する非常勤職員および臨時職員のこと。主な役割として、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を校長の指示に従い、行う。
注 26	支援教育コーディネーター	14, 24, 40 頁	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役目を担う教員のこと。
注 27	日本語指導員	14, 24, 40 頁	外国につながりのある児童生徒に、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導、生活適応や家庭との連絡支援などを行う。

注 28	学校生活適応支援員	14, 24, 40 頁	日本語が全くわからない状況にある外国につながるのある児童生徒に対して、対象児童生徒の母語を使って、学校生活に必要な日本語の習得や学校生活への適応支援を行う。
注 29	国際教育コーディネーター	14, 40 頁	外国につながるのある児童生徒の言語環境や習得状況を把握し、必要な支援のコーディネートや学校の支援体制に対して助言を行う。
注 30	教育課程	15, 32, 43, 51 頁	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のこと。
注 31	小学校外国語活動	16, 22, 24 頁	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う小学校での活動。平成 20 年改訂の学習指導要領で実施が位置付けられた。
注 32	学習指導要領	16, 28, 51, 53, 54 頁	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各学校で指導する教科などの目標、内容などの中核的事項をまとめたもの。
注 33	ブックスタートパック	17 頁	絵本 2 冊・赤ちゃんといっしょに読む本（ブックリスト）・イラストアドバイス集（読み聞かせ説明）・図書館利用案内・貸出利用申込書（図書館カード発行申込書）等をセットにしたもの。
注 34	S N S	17, 105, 107 頁	ソーシャルネットワークサービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイトのこと。フェイスブック・ツイッターなど。
注 35	全国学力・学習状況調査	19, 20, 64, 70 頁	全国の児童（小学校 6 年生）・生徒（中学校 3 年生）の学力・学習状況を把握するための調査のこと。調査結果を国の教育施策の策定や学校における指導の充実などに役立てることがねらい。
注 36	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	21, 67 頁	小中学校等に在籍する児童生徒の問題行動等の実態を把握・分析することにより、学校における児童生徒指導上の取り組みのより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的に実施する調査のこと。
注 37	新体力テスト	21, 69 頁	文部科学省が定めた国民の体力・運動能力を調査するために実施するテストのこと。
注 38	体力合計点	21, 70 頁	新体力テストにおける各測定項目の結果を年齢別・男女別の「種目別得点表」に照らして 10 点満点の得点に換算し、それらを合計したもの。（80 点満点）

注 39	校種	22, 23, 26, 43, 51, 60 頁	学校の種類のこと。市立学校には、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（養護学校・ろう学校）の5種類がある。
注 40	自己評価	22, 52 頁	各学校の教職員が行う評価のこと。
注 41	学校関係者評価	22, 52 頁	保護者・地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会などが自己評価の結果について評価することを基本として行う評価のこと。
注 42	少人数学級	22, 29 頁	児童一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細やかな指導やさまざまな教育活動を可能にするための1学級の児童数が35人以下の学級のこと。
注 43	プログラミング教育	22 頁	プログラミングを体験しながら、問題解決には必要な手順があることに気付いたり、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せや改善をしたらよいかを論理的に考えていく力（プログラミング的思考）を身に付けたり、コンピュータの働きをよりよい人生や社会づくりに活かそうとする態度を修得したりするための教育のこと。
注 44	キャリア教育	22, 27, 30 頁	児童生徒がこれからの人生を歩む上で、職業を選択し、働くことの意義を考え、価値観を形成できるよう指導する教育のことで、単なる職業体験とは異なる。
注 45	主権者教育	22 頁	平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育のこと。政治的教養を育む教育とも呼ばれる。
注 46	ゲストティーチャー	23 頁	特技などを生かして講師をしてもらうために、授業などに招かれる人のこと。
注 47	小1プロブレム	23 頁	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状況が数カ月間継続する状態のこと。
注 48	小中ギャップ	23 頁	中学校1年生が、生活の変化になじめずに、不登校となったり、いじめが急増したりするという現象のこと。
注 49	I C T	24, 42, 53 頁	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術。
注 50	情報モラル	24, 42 頁	情報を扱う上で、必要な考え方や態度のこと。
注 51	情報活用能力	24, 42 頁	情報を収集・整理して、相手に分かりやすく伝える力のこと。

注 52	F L T	24, 41 頁	本市、独自の名称で、Foreign Language Teacher（外国人英語教員）の略。A L Tと異なる点は、指導助手ではなく英語教員として、英語指導の資格を有し、単独による授業や評価を行うことができる。
注 53	インクルーシブ教育システム	24, 36 頁	人間の多様性の尊重などを強化し、障害のある者がその能力などを最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み。
注 54	横須賀市学習状況調査	29, 64, 65, 66, 68 頁	市立小中学校の児童（小学校 3・4・5・6 年生）・生徒（中学校 1・2・3 年生）の学習状況を把握するための調査のこと。調査結果を市としての必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに生かしている。
注 55	校内研修訪問	29, 55 頁	校内研修の活性化を図る目的で、研究全体会や研究推進委員会に指導主事が訪問して支援する研修のこと。
注 56	研究員会	29, 54 頁	本市教育委員会が委託した研究課題について、横須賀の教育の実態把握や、学校教育に役立つ研究、資料の収集や作成、教材開発などを行う組織のこと。小中学校の教員と指導主事で構成されている。
注 57	学習支援員	29 頁	個別の学習指導や少人数での補習などを行う教員免許を有する非常勤職員のこと。 ※旧名称「学力向上放課後サポートティーチャー」
注 58	N P O	31, 38, 72 頁	政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体のこと。
注 59	フリースクール	38 頁	民間の運営による不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している機関のこと。
注 60	スーパービジョン	39 頁	教育相談員の資質向上のため、熟練した指導者（学校スーパーバイザー）が、事例に関して助言や示唆を与えながら行う教育のこと。
注 61	担当弁護士	40, 57 頁	本市教育委員会が、法律相談業務を実施するため委託契約を結んだ弁護士のこと。
注 62	YOKOSUKA English World	41 頁	市立小学校の児童が、学校外においてネイティブスピーカー（市内の A L T および F L T）とさまざまな活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養う英語イベント（市立小学校 5・6 年生対象）のこと。

注 63	スタートカリキュラム	43 頁	小学校に入学したばかりの 1 年生において、子どもが時間的・空間的なゆとりの中で、人間関係を豊かに広げながら小学校生活に適応していかれるように、就学前教育との接続の観点から、複数の教科を組み合わせる総合的に学習ができるような合科的な指導を行うなどの視点を持って編成するカリキュラムのこと。
注 64	アプローチカリキュラム	43 頁	保育園・幼稚園の卒園を間近に控えた年長時の後半に、小学校に入学してからの教科などの学習や集団での生活に子どもが適応できるよう、関わり合い・助け合い・伝え合いなど、仲間と交流する協同的な活動場面を積極的に位置付けることを視点として編成するカリキュラムのこと。
注 65	応急手当普及員	45, 61 頁	消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人、またはその資格のこと。
注 66	P D C A サイクル	53 頁	Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 つの段階を繰り返し行うことによって、業務を継続的に改善すること。
注 67	カリキュラムセンター	54 頁	学校の教育目標を達成するために、編成した計画に基づいた教育実践を収集・発信する場のこと。
注 68	理科センター	54 頁	理科教育に関する指導力の充実を図り、施設設備の共同利用により、科学教育の振興に資することを目的とする場のこと。本市においては、教員の研修、授業実践に関わる教材・資料の作成配布、施設設備の共同利用、その他理科教育の振興に関することを行っている。
注 69	サポート研修	54, 55 頁	個別の教員の授業づくりや学級経営の改善などを目的に、指導主事が訪問して支援する研修のこと。
注 70	校務支援システム	56, 57 頁	児童生徒の学籍管理・出欠席の記録・成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステムのこと。
注 71	コミュニティセンター	60, 72, 74, 76, 77, 78, 79, 81, 83, 85, 87, 91, 98, 108, 109, 110, 113 頁	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動・文化活動・スポーツ活動などに市民が自主的に活用する場のこと。本市においては、旧地域自治活動センターと旧公民館等からなり、旧公民館を中心に学習の場および各種講座や学級などの社会教育事業を定期的で開催している。
注 72	アナフィラキシー	61 頁	皮膚・呼吸器・消化器・循環器・神経など、複数の臓器にあらわれる全身性かつ重度なアレルギー反応のこと。原因となる物質の摂取、皮膚への接触などにより引き起こされる。

注 73	適正規模	62 頁	学校における学級数によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られると考えられる規模のこと。 「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版」では、12～24 学級を適正規模として位置付けている。
注 74	新体力テスト結果の総合評価	69 頁	体力合計点を、年齢別の「総合評価基準表」に照らし、A～E までの 5 段階で判定したもの。
注 75	知の循環型社会	72 頁	平成 20 年（2008 年）2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会のこと。
注 76	指定重要文化財	73, 75, 92, 93, 96 頁	建造物・美術工芸品などの有形文化財のうち、歴史上・芸術上または学術的に価値の高いものを国および地方公共団体が法・条例で指定した文化財のこと。ただし、教育振興基本計画では便宜上、有形文化財に限らず、無形文化財・文化財・史跡名勝天然記念物も含めて広く指定重要文化財として表現している。
注 77	民俗芸能	73, 94, 96 頁	一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇・舞踊・音楽などのこと。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。
注 78	埋蔵文化財	73, 93 頁	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物、古墳・城跡等も含む）のこと。
注 79	生涯現役	73, 78, 79 頁	本市では、「誰もが、いつまでも健康で活躍できる社会」の実現をめざす取り組みのことを指す。生きがいを持って、心身ともに健康で生き生きと暮らせるだけではなく、地域づくりの担い手となって、地域社会で活躍できる市民を増やしていくことも課題となっている。
注 80	サテライト	74, 98, 113 頁	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉としてよく使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設の意味で使用している。
注 81	レファレンス	74, 79, 85, 97, 98, 108, 113 頁	必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること。

注 82	電子書籍	74, 98 頁	従来の紙とインクを利用した印刷物ではなく、文字や図画等をデジタル化し、パソコンや携帯電話等で読める形にしたもの。インターネットなどを通じての配信・閲覧が可能。
注 83	社会教育委員	75, 76, 77, 83 頁	社会教育委員は、合議制ではなく、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し、教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほか、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるなどがある。また、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。
注 84	集団学習	82 頁	社会教育において人々が集まって学ぶ学習の一形態のこと。講座や学級のように、一定の学習目的のために編成された学習計画のもとに、参加者が集まり、継続的に学習すること。
注 85	個人学習	82 頁	個人ですすめる形態の学習で、図書・雑誌・放送・インターネットなど、一人で入手できる学習媒体を用いて、一人一人がそれぞれの場で任意に行う学習のこと。通信教育も含まれる。
注 86	家庭教育学級	83, 90, 91, 113 頁	家庭における教育力の向上や充実のために、保護者などを対象に行う学習の場のこと。
注 87	A B C プラン	86, 88 頁	「Yokosuka まなび情報」に登録する経験の浅い講師の講師デビューを支援するプログラムのこと。A B C とは以下の略。 A : Action 自ら参加(行動)しよう! (A 研修会) B : Begin はじめてみよう! (B デモ講座) C : Challenge 挑戦してみよう! (C デビュー講座)
注 88	近代化遺産	95 頁	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物のこと。
注 89	社会教育主事	108, 109 頁	都道府県および市町村の教育委員会に置かれる専門的教育職員のこと。職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体・地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じ、必要な助言を行うことができるとされる。